



平成 28 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア  
(コード 1429 : マザーズ)  
住 所 東 京 都 港 区 港 南 二 丁 目 16 番 2 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 村 文 隆  
問 合 せ 先 取 締 役 野 田 建 次  
(TEL 03-5463-1117)

#### 定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 12 回定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、取締役の選任につきましては、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 12 回定時株主総会での承認可決後、正式に就任予定です。

#### 記

##### 1. 定時株主総会付議議案

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 10 名選任の件

##### 2. 定款一部変更の件

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 29 条 2 項及び第 39 条第 2 項の規定を変更するものです。

なお、定款第 26 条 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役</u>（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 取締役 10 名選任の件（平成 28 年 3 月 25 日付）

本総会終結の時をもって取締役 7 名全員が任期満了となります。つきましては新たに取締役 10 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

	氏名	現職務
重任	なかむら ぶんたか 中村 文隆	代表取締役社長
重任	むらかみ ゆか 村上 友香	専務取締役
重任	えがわ ひろし 江川 弘	取締役
重任	のだ けんじ 野田 建次	取締役
重任	なかむら よしたか 中村 嘉孝	取締役
重任	おおくぼ しやういち 大久保 正一	取締役
重任	さきかわ しんや 笹川 真也	取締役
新任	ひらの みつひろ 平野 光博	当社顧問
新任	うさみ けいし 宇佐美 計史	当社建築営業部長
新任	つちや ただひこ 土谷 忠彦	株式会社イチケン相談役

※土谷忠彦氏は、社外取締役候補者であります。

以 上